

vol. 02

平成29年度 第2号
(年間4回発行 通巻第144号)

組合活性化情報 中央会とくしま

特集1

2017年版
中小企業白書のポイント

特集2

新外国人技能実習制度の概要

徳島県中小企業団体中央会 <http://www.tkc.or.jp/>



組合活性化情報 中央会とくしま

vol. 02

平成29年度 第2号
(年間4回発行 通巻第144号)

特集 ①

2017年版
中小企業白書のポイント 2

特集 ②

新外国人技能実習制度の
概要 4



株式会社齋藤鉄工所

8



情報連絡員レポート

11

◎平成29年8月の景気動向



組合ホットニュース

12

- ◎徳島市指定上下水道工事店協同組合
水と遊ぶコーナーを企画＆実施
- ◎徳島県室内装飾事業協同組合
修繕ボランティアを実施
- ◎徳島県個人タクシー協同組合
マスター事業者コンテスト全国大会で優勝！
- ◎三協電設工業株式会社(阿波ネット協同組合員)
平成29年度健康づくり推進活動功労者知事表彰を受賞！



青年部コーナー

14

◎青年部活動トピックス



中央会トピックス

16

- ◎平成29年度中央会親睦ゴルフコンペ開催
- ◎徳島県への移住及び創業促進支援に係る業務提携締結
- ◎平成29年度中小企業会計啓発・普及セミナー開催

日本全国

名城めぐり



&



松江城／
何者

17



楽にいこう



18

「失敗はない、学びや結果があるだけ」



お知らせコーナー

20

- ◎徳島県最低賃金のご案内
- ◎平成29年度税制改正 中小企業経営強化税制について

編集
後記



表紙絵

作者:徳島県中小企業団体中央会顧問 布川 嘉樹 氏

タイトル:「剣山から望むジロウギユウ」

標高 1,955mの剣山は石鎚に次ぐ西日本第二の高峰で古くから山岳信仰の霊峰として知られています。日本百名山の一つに選定され、徳島県では県のシンボルとされています。剣山は別名太郎笈と呼ばれ、南西側に対峙する次郎笈と太郎、次郎の兄弟峰となっています。次郎笈は剣山と変わらない高さ(標高 1,929m)と大きさの立派な山容を横たえており、山頂は 360 度の眺望が広がっています。剣山から次郎笈までの山道はよく整備され、一帯は剣山国定公園に指定されています。因みに笈とは經典などを背負う笈(おいする)のことで山を意味すると言われます。



特集 1

2017年版 中小企業白書のポイント

◆ 2017年版 中小企業白書の概要

中小企業庁から2017年版中小企業白書が発表されました。2017年版中小企業白書は2部構成となっています。

第1部では、最近の中小企業の動向についての分析に加え、中小企業のライフサイクルと生産性及び中小企業の雇用環境と人手不足の現状について分析しています。

第2部では、第1部の分析結果を踏まえた上で、中小企業のライフサイクルとそれを支える人材に着目し、起業・創業、事業の承継、新事業展開による成長及び人材確保の取組について分析しています。本誌では、白書の概要をピックアップしてご紹介いたします。詳細については、中小企業庁ホームページでご参照ください。

◆ 2017年版 中小企業白書のポイント

第1部 平成28年度(2016年度)の中小企業の動向

(1) 中小企業の現状

- ・ 中小企業の経常利益は過去最高水準にあり、景況感も改善傾向。一方、中小企業の売上高、生産性は伸び悩んでいる。また、取引環境についても大企業と中小企業では依然として差がある。
- ・ 大企業の経常利益は大きく改善しており、中小企業との格差が拡大している。こうした状況の改善のため、下請中小企業と親事業者の適正な取引を普及定着させ、賃上げできる環境の整備を図るための取組を推進している。

(2) 中小企業のライフサイクルと生産性

- ・ 企業数全体は減少傾向にあり、2009年から2014年にかけて39万者減少。小規模企業の廃業が特に影響している。
- ・ 中小企業の経営者年齢は高齢化しており、倒産件数は減少しているが、休廃業・解散企業数は過去最多。
- ・ 休廃業・解散企業のうち、経営者が60歳以上、80歳代以上の企業の割合は過去最高。

(3) 中小企業の雇用環境と人手不足の現状

- ・ 中小企業では、人手不足感が強まっており、有効求人倍率も高いが、特に規模の小さな中小企業で従業者数が減少している。背景には、職種や賃金等のギャップがある。
- ・ 規模の小さな企業ほど、女性やシニアといった多様な人材を積極的に活用。中核人材として活用又は活用を検討する中小企業も多い。
- ・ 構造的失業の背景には、企業の求める職種と求職者の求める職種のミスマッチがあると考えられる。仕事内容に魅力があり、柔軟な働き方ができる中小企業は、就職先として選ばれている。

第2部 中小企業のライフサイクル

(1) 起業・創業

- ・我が国は国際的に見て開業率が低く、起業に無関心な人の割合が高いが、起業を目指す人が起業に至る確率が高い。いかに起業への関心を高めていくかが重要である。
- ・起業後5～10年の企業は、高成長、安定成長、持続成長の3タイプに分類される。高成長型ではサービス業・製造業が多い。経営者が若く、起業家教育の影響が見られる。
- ・いずれの成長タイプも、ステージが進むにつれて課題は資金調達から人材確保へと移行。販路開拓は各ステージ共通の課題だが、内容は変化。目指すタイプを実現できた者、できなかった者の差を見ると、資金調達の成否が影響している。

(2) 事業の承継

- ・親族外承継は全体の3分の1を占め、多くの場合、社内人材が後継者。事業承継の準備を周囲から勧められた場合は後継者決定割合が高い。後継者の選定には時間がかかるが、未決定企業は総じて経営の引継ぎに関する対策が進んでいない。
- ・資産の継承について、親族外承継の場合には課題への対応が遅れており、対策に時間を要する資産の引継方法への対策・準備が課題となる。経営者は、後継者選定とともに計画的に承継の準備を進め、支援機関や金融機関等は連携し、多様な課題をきめ細かく支援していくことが重要である。
- ・後継者がいないが事業を継続したい企業にとっては、事業の譲渡・売却・統合(M&A)は重要な選択肢。一般に、従業員の雇用維持の他、会社の発展を重視する経営者が多い。課題は多いが、準備・対策は進んでおらず、専門家に相談する割合も低い。こうしたニーズを捉え、多様な課題に対応できる支援体制が必要である。
- ・廃業を選択しようとする経営者も小規模事業者を中心に一定程度存在する。廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいとする者もあり、こうした企業の経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要である。

(3) 新事業展開の促進

- ・新事業展開は中小企業の成長に寄与しており、マーケティングの取組状況によって成否に差がある。
- ・マーケティングの中でも、市場ニーズの把握に強みを持つ企業が新事業展開に成功。営業部門だけでなく、経営企画部門も市場ニーズの把握に取り組む傾向がある。また、こうしたマーケティング活動の評価・検証まで実施する企業は、利益率の増加、従業員の意欲向上、人材育成の効果をj得ている。
- ・IoT等の新技術の中小企業での活用度合いは低いが、一定の関心がある。活用している企業は売上高の増加や業務コストの削減等の効果を感じており、中小企業にとって成長の機会につながる。

(4) 人材不足の克服

- ・成長・拡大を目指す企業は中核・労働共に人材の不足感が強い。特に中核人材の不足は、新事業展開の停滞や需要増に対応できないなど、成長・拡大を目指す企業のnew事業展開に影響が出ている。
- ・定着に成功する企業は、職場環境改善、業務負担軽減に注力し、採用にも成功している。多様な人材を活用できている企業は、時間外労働の削減や人間関係の配慮等、中小企業ならではの柔軟性を活かした職場環境改善の取組を行っている。
- ・人材不足の中でも多様な人材を活用できている企業は、生産性向上にもつながる業務プロセスの「見える化」等に取り組んでおり、収益力の向上にも繋がっている。
- ・人材不足でも業績を伸ばす企業は、省力化、IT導入、アウトソーシング等に取り組んでいる。デザイン・マーケティング等高度な人材が求められる業務でも、アウトソーシングにより成長を目指す企業も増えている。

2017年版中小企業白書は、中小企業庁のホームページで公開されております。

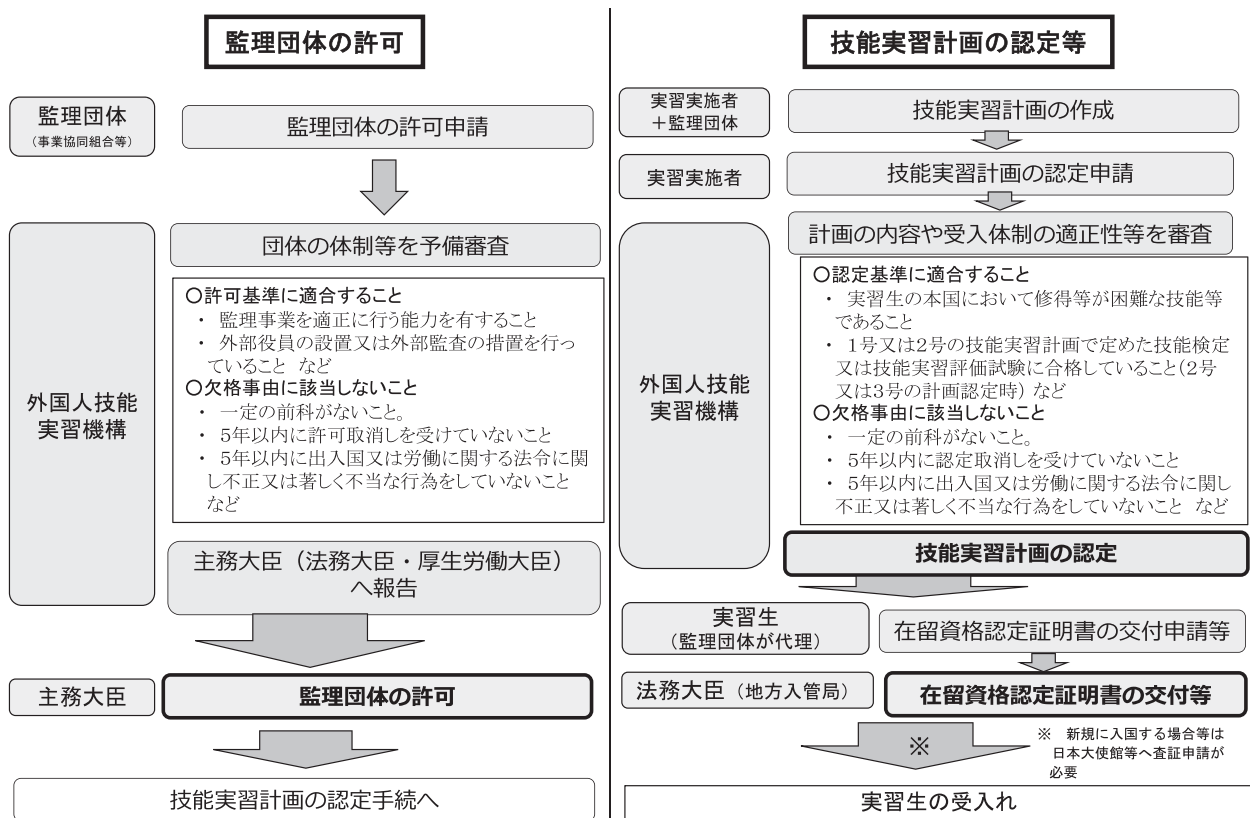
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>

特集 2

新外国人技能実習制度の概要

平成 28 年 11 月 28 日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)が公布され、今後、平成 29 年 11 月 1 日からの施行に向けて、順次新たな技能実習制度に移行していくことになります。現段階で決まっている新制度の主な概要についてお知らせします。

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について



技能実習計画の認定基準

①修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

②技能実習の目標

(第1号の目標) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

(第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

(第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③技能実習の内容

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

④実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）

⑤前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること

⑥技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）

⑦適切な体制・事業所の設備、責任者の選任

- ・ 各事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
- ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧許可を受けている監理団体による実習監理を受けること〈団体監理型技能実習の場合〉

⑨日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保

- ・ 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
- ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
- ・ 食費、居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉

⑪技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと〈新制度で人数枠を見直し〉

監理団体の許可基準

①営利を目的としない法人であること

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

②監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）

ア 技能実習の実施状況の現地確認 イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

・指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認

・適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること

④個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤外部役員又は外部監査の措置を実施していること

⑥基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦優良要件への適合〈第3号技能実習の実習監理を行う場合〉

⑧①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

技能実習生の数

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

（参考）現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

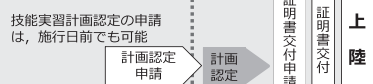
人数枠（団体監理型）

人数枠				
第1号 （1年間）	第2号 （2年間）	優良基準適合者		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について

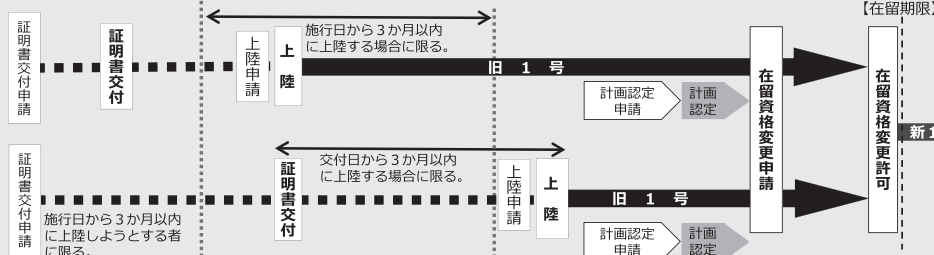
【基本型】

【平成29年11月1日（施行日）】

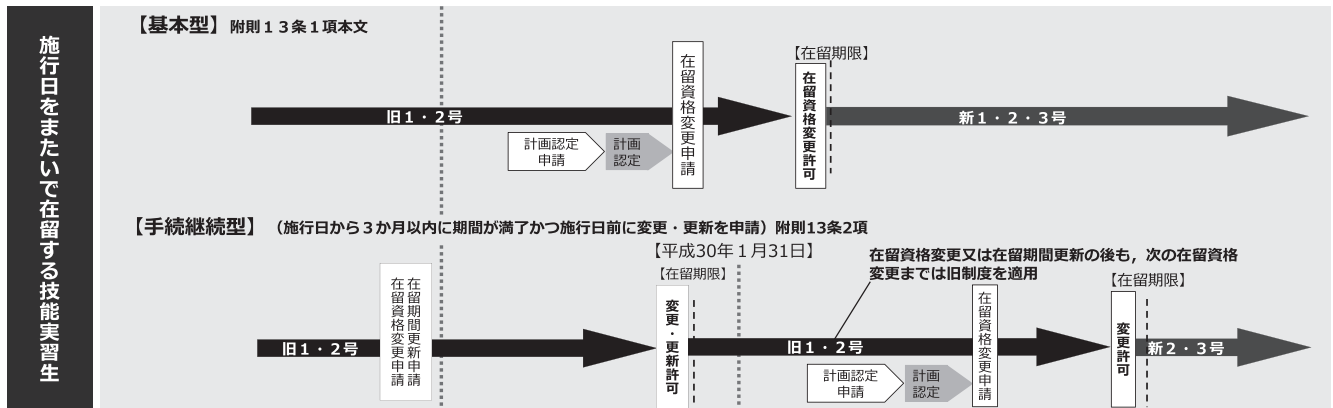


【手続継続型】（施行日前に旧1号の在留資格認定証明書の交付を申請）附則13条3・4項

【平成30年1月31日】



施行日以後に上陸する技能実習生



- (1) 平成29年11月1日に在留している技能実習生
在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができる。
- (2) 平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生
平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用される。
- (3) 平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生
平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用される。

外部役員及び外部監査の措置

外部役員を置く方法

外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当

- (1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)
- (2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
 - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
 - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
 - ⑦ 他の監理団体の役職員
 - ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- ※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員(専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員)及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。
- (3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法(外部監査の措置)

外部監査人(法人も可)は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施

- (1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)
- (2) 外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。
- (3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。
- (4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。



株式会社齋藤鉄工所

中央会の助成事業である「ものづくり中小企業支援事業」に採択された県内中小企業の皆様方を「ものづくりトップランナー」としてご紹介するコーナーを、平成27年度より設けています。

第10回目は「三次元レーザー切断の確立による高品質で低コストな溶接部品の製作」をテーマに取り組まれた株式会社齋藤鉄工所様をご紹介します。

同社は、二次元レーザー加工は勿論、新型設備の導入により三次元レーザー加工ができる徳島で唯一のメーカーです。創業以来60数年の間、鉄の加工一筋に高品質・短納期・低コストを目指し、豊かな人材、最新の設備環境、高い技術力で、お客様の要望に応じておられます。同社の研究、挑戦はとどまることなく、レーザー加工の可能性は多岐に広がり、さらに事業拡大されている注目の企業です。この度は、齋藤利廣社長にお話をお伺いしました。

1 御社の沿革をお聞かせください。

昭和22年、先代である父が旋削加工事業を創業したのが始まりで、平成3年には板金加工を主とした有限会社齋藤鉄工所を設立、平成16年には株式会社齋藤鉄工所に社名変更しました。

時代の変化にあわせて、平成7年には国産のCO₂レーザー加工機、平成14年と17年にはドイツ製CO₂レーザー加工機、平成25年にはさらにドイツ製の三次元レーザー加工機を導入し、常に品質と生産性の向上を図ってきました。

最新鋭の設備を導入することで、従来の板金加工だけでなく、レーザー加工を駆使した製品が高品質かつ低コストで実現できるようになりました。またホゾ^{*1)}加工技術を導入するこ



齋藤利廣社長

とでインテリアやモニュメント等の新分野への展開が可能になり、自社技術を活かした新市場を開拓してきました。

* 1)：木材などを接合する際、一方の端部に作る突起。これを他方に作ったホゾ穴に差し込んで合わせる技術。

2 平成24年度のものづくり事業の事業内容と成果についてお聞かせください。

本事業では、カッティングヘッド（ベベルカットテクノロジー^{*2)}）を設置することにより、職人ができなかった曲線の切断、筒状の金属柱への多種多様の穴加工、切欠き、丸パイプと角パイプの接続など複雑な形状のものを高精度に仕上げるできるようになりました。この成果のおかげで、顧客の希望に合った高精度の製品を短い期間で提供できると共に、これまで二次元レーザーで平面材にしかできなかったYAG（ヤグ）^{*3)}レーザー溶接が立体的なものにも可能になりました。

カッティングヘッドで切断した製品の密着度は大変優れており、高精度の仕上がりが実現しています。このような特徴を活かすために、木工で使われているホゾを使った組み方の製品づ

くりに挑戦しました。

ホゾの手法は、CAD 室にある三次元プログラムソフトによりシミュレーションすることで、実際に製品が仕上がった状態を事前にお客様の目で確認いただけること、溶接・ボルト等は使用せず組立ができることにより、テーブル、椅子、インテリア、看板やモニュメント等のデザイン性を必要とする製品にも応用でき、今では受注拡大に繋がっています。

- * 2)：斜めにカットできる、エッジを効かせたシャープな技術。
- * 3)：イットリウム・アルミニウム・ガーネットを用いた個体レーザーのこと。複合元素それぞれの頭文字をとり「YAG」と称する。



三次元レーザー加工機本体



ホゾ加工技術を活用して製作した組立例

③ 御社はキーホルダーや昆虫のキットなどユニークで面白い形状の製品もつくられています。発想の秘訣やレーザー加工の可能性についてお聞かせください。

ドイツ製レーザー加工機の自由自在なトーチ部の位置決めと、仕上がりの良さがステンレス

アートへの幕開けとなりました。

私は小さい頃から絵や工作が大好きで、模型専門店でプラモデルを買って、よく作っていました。この経験が役に立ったかどうか分かりませんが、製品をつくる時、直感で“いける”とひらめく感覚や楽しみながら夢を具現化することができるという感覚を得ました。

数年前になりますが、絵本・造形作家である菊地清氏や小高辰也氏の作品が目にとまり、私はこのお二人とコラボした作品を商品化する夢を抱きました。自ら作家の元へ出向き、弊社の技術を活用した商品化の提案をしました。結果、昆虫や恐竜の模型、阿波踊り像など様々な製品を誕生させ、夢を実現することができました。

このような素晴らしい出会いはますます広がっており、常識を打ち破る商品を世に生み出す可能性を秘めています。三次元レーザー加工機の加工技術は、まだまだ一般的には知られていないのが現状ですが、これまで商品化が難しかった製品づくりへの可能性を持っています。



デザイナーとコラボして
誕生した製品

④ 御社の求める人材についてお聞かせください。

明るいこと、真面目であること、そして物事を前向きに捉える人を求めます。専門性は、後からついてきますから、採用の時点は問いません。

毎年正月明けの仕事初めは屋上で行い、社員全員が今年の抱負や目標を色紙に書いて皆の前で披露します。私として



社員全員の抱負色紙

は社員を家族だと思って接するとともに、一緒に楽しく働くことを心掛けています。

また、毎年3月11日の東日本大震災と9月1日の防災の日には、朝礼を避難場所である屋上で行っています。徳島でもいつ起こりうるかわからない南海トラフ巨大地震に備えて、日頃から社員全員が意識を高くもって準備しています。

5 今後の展望をお聞かせください。

本業の各種板金加工のさらなる品質向上、効率化を達成してお客様に満足していただくことを第一に考えております。

また、ステンレスアート製品の創作においても、レーザー加工機を使った三次元加工の可能性を、国内だけでなくドイツやフランスのデザイナーとのコラボで追及できたらと考えています。

現在、社員27名まで増え、工場が手狭になってきているので、広い所に移りたいと考えています。さらに近い将来は、ハイスペックのドイツ製レーザー加工機を導入しようと計画中です。

今後はホゾ加工の手法やレーザーパイプ加工等の技術をさらに高めていくとともに、お客様にさらに喜ばれる新製品の開発を進めていきたいと思っています。



社員とコミュニケーションを図る齋藤社長

【取材を通して】

取材中、終始明るく柔らかな雰囲気でお話して下さった齋藤社長。「お客様に喜んで頂くために楽しく仕事をするのが一番。前向きに挑戦して失敗するのはいい。新しい発想へのチャレンジを応援したい。」と力強く語っておられたのがとても印象に残っています。

また、工場見学では、溶接シーンやファイバーレーザー作業を見せて頂き、その技術の高さに感動しました。社員の方々が明るく丁寧に挨拶して下さり、温かく家庭的なチームワークを感じました。

社員一丸となって、付加価値のある製品づくりに取り組み、色々なチャレンジを通じ、不可能を可能にしていく。齋藤鉄工所はそのような挑戦ができる場であると思いました。

今後も同社の高い技術とチームワークを活かし、付加価値の高い、夢のある製品を提供し続け、顧客との強い信頼関係をさらに深めていくことが、地域社会の発展にも繋がっていくと感じました。

齋藤社長、お忙しい中ありがとうございました。



企業の概要

- 会社名 株式会社齋藤鉄工所
- 所在地 徳島県徳島市東沖洲2丁目26-3
- 電話 (088)664-6133
- FAX (088)664-6135
- E-mail saitoh@susmo.jp
- HP <http://www.susmo.jp/saitoh/>
- 代表取締役 齋藤 利廣
- 設立年月日 昭和22年5月
- 従業員数 27名
- 業種 金属製品製造業

平成29年8月

情報連絡員レポート(前年同月比)



この報告結果は、徳島県下の中小企業組合(協同組合、商工組合等)の役員49名に委嘱している中小企業団体情報連絡員による報告を抜粋掲載しております。

《全体の景況》

猛暑の影響で家電製品小売業では、引き続き季節商品の動きが活発であり、貨物運送業においても飲料品関係の荷動きが堅調であった様子。また、生コンクリート業においては、今後官需の本格化や民需の新規需要を見込める事について前向きな声が寄せられた。

一方、慢性化する労働力不足問題をはじめ、依然として続く原材料高や軽油価格の上昇に加えて、金融機関の融資動向に嘆く声も寄せられた。

景気は回復が続いていると言われている中、日経平均株価が2年1ヶ月ぶりの高値水準となる。しかし、緊迫する国際情勢が国内外経済の下振れリスクを残存させており、先行き不透明な状況に変わりはない。県内中小企業においても、今後の景気動向を注視していく必要がある。

《製造業》

《食料品》

【味噌】猛暑の影響で味噌の出荷量、生産量ともに前年同月比100%割れ。また、主原料である米の価格も高止まりとなり、コスト高が続いている。

《木材・木製品》

【製材】公共物件の発注など需要期に向けて荷動きは若干改善の兆しが見られるものの、全般的に厳しい状況に変わりはない。

【製材】一進一退の状況で、景気に対する先行きが不透明である。

【木材】原木丸太出材量は多くなりつつあるが、価格は底値横這いで推移している。原木の手当て買いが多い。

【木材】売上高不変。収益状況不変。最近、銀行が木材業界に対して貸し渋りや締め付けが大幅厳しくなっている。

《印刷》

【印刷】稼働日数が少なく売上の上がらない月である。LEDや藍で徳島を盛り上げる等、斬新で新しい取り組みによる徳島の創造を期待している。

【印刷】本年は、春以降受注が順調であるという話は全く聞こえてこない。特に7月、8月は各社受注に苦戦。9月以降はカレンダーや年末年始の需要に期待したい。

《窯業・土石製品》

【生コン】特需工事のおかげで出荷量は微増であった。しかし、他の月に比べて出荷量自体はかなり落ち込んだ。

【生コン】出荷数量は、対前年同月比13%減少となった。今後、官需が秋から本格化され、また民需においても新規需要を見込める事により、前年並みが予想される。

《鉄鋼・金属》

【鉄鋼】業況に大きな動きは見られない。売上高、収益状況などにも変化はなく、全体的に弱含みで推移している。また、技術者の確保にも相変わらず苦慮している。

【ステンレス】売上高不変。収益状況不変。国内も中小企業では大きな動きはなく、全体として先行き不透明な状況が続いている。

《一般機器》

【機械金属】全体として、売上高や収益状況の改善に繋がるような大きな変化は見られない。また、熟練技術者の確保が課題になるなど人手不足感が継続している。

《非製造業》

《卸売業》

【食糧卸】飼料米の補助金制度に加え、北日本、東日本の天候が危ぶまれ相場が高く推移しており、今後の原価高が想定される。

《小売業》

【機械器具】先月と比べて資金繰り等に特に変化はなかったものの、業況は悪化。

【ショッピングセンター】昨対比はスーパー99.4%(食品99.6%、衣料97.1%)、専門店97.4%であった。店舗全体では昨対比98.6%という結果であった。専門店の業種では、食料品と大手100円ショップが引き続き好調を維持している。飲食店、衣料品店(全国チェーン店を除く)、住居関連店舗においては厳しい状況であり、売上に苦戦している。

【プロパンガス】売上高減少。収益状況好転。今年6月1日に施行された「液石法施行規則、液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正」を組合員に再度周知し、売上高の増加に繋げていきたい。

【電気機器】エアコンを中心に冷蔵庫等の売上が好調であった。しかし、映像関連機器の動きは依然として低調である。

【量小売業】前半は猛暑と台風により、量の需要が低下。後半になってくると少々荷動きがあったものの、低調に推移している。

《商店街》

【徳島市】厳しい暑さで、日中の商店街は客足が鈍い。阿波踊り期間中は人の動きが活発であったものの、昨対比厳しい状況であった。

【阿南市】全体的に横這いで推移している。

《サービス業》

【土木建築業】改築工事や維持修繕等、工事量は昨年度と同様程度、工事金額は昨年度より少なくなるものと思われる。

【自動車整備】毎年8月は新車の販売台数が落ち込む時期であり、今年度はじめて普通車の新車販売台数が前年を僅かに下回った。同じ車に長く乗り、新車を買う人が減っている為、メンテナンスの必要性を周知することで車検、点検整備によるサービスの収益を上げていきたいところ。

【旅行業】全体的に客足は鈍いようだ。交通機関各社やホテルから旅行会社への仕入価格が上がっている。

【広告業】昨年と変わらないが、今後の業況見通しはやや良い。

《建設業》

【建設業】公共工事の発注が遅れており、県下全域で受注量が減少している。また、生コン価格の引き上げ要請があり、500円/tから2,000円/tの値上げとなるようだ。

【鉄骨・鉄筋工事業】対前月比売上高に変わりはない。

【板金工事業】仕事の受注量は堅調に推移しているようだ。

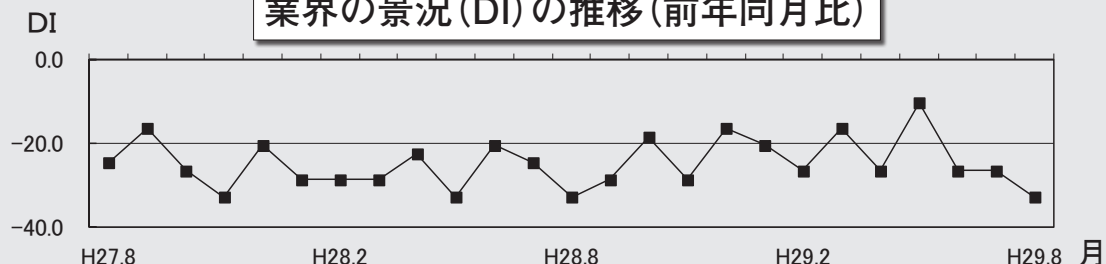
【電気工事業】新設住宅口数は191件であり、対前年比68.5%と大幅に減少した。

《運輸業》

【貨物運送業】一般貨物輸送は、飲料品関係においては猛暑日が多かった為輸送量が増加。しかし、生鮮野菜は荷動きが少なく前年よりも低調に推移している。軽油単価は、前月比若干の値上がりとなった。

【貨物運送業】気温が高かった為、飲料品、医薬品などの輸送が順調であった。軽油価格は横這い。

業界の景況(DI)の推移(前年同月比)



※DI値とは、各景況項目について「増加」(又は「好転」)業種割合から「減少」(又は「悪化」)業種割合を差し引いた値



組合ホットニュース

水と遊ぼうコーナーを企画＆実施しました。

～徳島市指定上下水道工事店協同組合～

平成 29 年 6 月 4 日（日）名西郡石井町の第十浄水場において、徳島市水道局と協賛し、水道週間にちなんで、第十浄水場の見学や実験コーナー、水と遊ぼうコーナー（水てっぽう作りなど）等のイベントが行われました。

当イベントは、子供達や参加者に水の大切さを理解してもらうために、毎年実施されており、当日は晴天にも恵まれ、約 500 名もの参加者が集まり、大変賑わいました。

当組合の青年部が主体となって、水てっぽう作りや、スーパーボールすくい、ビニールプールを無料で提供しました。毎年参加者にとっても喜ばれており、人気のイベントになっています。



イベントの様子



徳島市指定上下水道工事店（協）
役職員と青年部の皆様

修繕ボランティアを行いました。

～徳島県室内装飾事業協同組合～

平成 29 年 7 月 19 日（水）徳島県内の 4 つの福祉施設にて、徳島県室内装飾事業協同組合（一般社団法人徳島県室内装飾業協会）の組合員企業の約 20 社が参加し、修繕ボランティアを実施されました。

同組合は、徳島県下 38 社の室内装飾工事業者又は室内装飾品小売業者が集まり、組織活動を通じ、業者間の協調と融和を基に業界の発展向上を目指して、各種組合事業を推進されております。

今回実施された修繕ボランティアは、社会福祉活動の一環として、昭和 57 年度から始まり、平成 9 年度からは毎年取り組まれております。主に壁クロスの張替えや修繕を行っており、修繕実施施設の職員や利用者からは、「綺麗になった施設で気分新たに、心地よく過ごすことができ本当に感謝している。」と大変喜ばれているそうです。



修繕ボランティア活動の様子



参加された組合員企業の皆様（一部）

全国個人タクシー協会主催のマスター事業者コンテスト第3回全国大会で優勝しました！ ～徳島県個人タクシー協同組合～

平成 29 年 7 月 27 日（木）東京品川プリンスホテルにて、一般社団法人全国個人タクシー協会主催の「マスター事業者コンテスト第 3 回全国大会」が開催されました。

今回、四国支部の代表として、徳島県個人タクシー協同組合の天羽浩昭氏が出場され、有識者委員、協会審査員による厳正な審査の結果、総合計 822 点を獲得した天羽氏が全国 3 万 2120 人の頂点に立たれました。

優勝された天羽氏は、「とても名誉なこと。これからもお客さまから選ばれる個人タクシーを目指して日々精進し、賞の重さを噛み締め、もっと安全で快適なサービスを提供していきたい」と力強く話して頂きました。今後益々のご活躍を応援しております。

【競技のルール】

競技は疑似タクシーに乗り込み、乗客役となった協会スタッフを迎えることからスタート。身だしなみから、トランクサービス（荷物の積み下ろし）、シートベルト装着の確認と対応、走行中の乗客との対話など細かな項目をこなして点数を競う。



表彰式の様子



優勝された徳島県個人タクシー（協）
天羽 浩昭氏

平成 29 年度 「健康を考える県民のつどい」企業部門において 阿波ネット協同組合の組合員である三協電設工業株式会社が受賞されました！

平成 29 年 9 月 11 日（月）徳島市のあわぎんホール（徳島県郷土文化会館）において、9 月の「健康増進普及月間」及び「がん征圧月間」の協調行事として平成 29 年度「健康を考える県民のつどい」が開催されました。

表彰式典では、健康づくり推進活動に貢献のあった個人と団体と企業に徳島県知事表彰が贈られ、企業部門においては、三協電設工業株式会社が表彰されました。この受賞を機に、さらに一段のご発展ご躍進をご期待申し上げます。受賞おめでとうございます。



企業部門で受賞した三協電設工業（株）



平成29年度健康を考える県民のつどい



青年部コーナー

青年部活動トピックス

◇ 平成29年度 徳島県中小企業青年中央会 第3回 役員会 ◇

平成29年8月9日（水）徳島県中小企業団体中央会 会議室に於いて「平成29年度徳島県中小企業青年中央会 第3回役員会」が開催され、以下の提出議案を審議し、原案通り承認・決定されました。

第1号議案 平成29年度組合青年部研修・研究会事業の申込状況について

第2号議案 全国中小企業青年中央会通常総会開催に向けて

- (1) 平成29年度全国通常総会（佐賀県）の報告
- (2) 開催案、収支予算案等について
- (3) ご来県される方々の宿泊先・ツアーについて
- (4) 法被について
- (5) チラシについて
- (6) お土産について
- (7) 物産展について
- (8) 2次会関係について
- (9) 看板について
- (10) その他について

平成30年度には、徳島県で全国中小企業青年中央会通常総会を開催致します。今後の役員会でも会長を筆頭に事前準備をしていきます。

◇ 徳島商業高等学校との包括業務提携事業 ◇

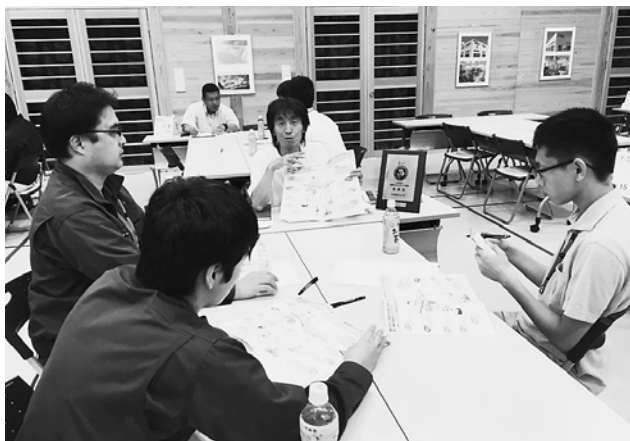
今年度も徳島県立徳島商業高等学校において、Jimdoを活用したホームページ作成支援事業が実施されています。実施対象として8件の企業が選ばれ、それぞれに模擬会社ComComのスタッフが専属で数人体制のチームを作って、ホームページ作成にあたっています。クライアントの要望を反映したホームページにするため、各社と綿密な打ち合わせを行っていました。



徳島県立徳島商業高等学校での打ち合わせの様子

◇ あわとーくを開催しました!! ◇

平成29年9月2日（土）ろうきんホール（徳島市南末広町23-64）において、あわとーく（企業と学生の交流会）を開催しました。包括業務提携を結んでいる中央テクノスクールと徳島商業高校の学生等から63名の申し込みがあり、U B A（青年中央会）、Y E G（会議所青年部）、Impulse（商工会青年部連合会）から22社が参加しました。また、集まった学生を和ませ、コミュニケーションをとりやすい雰囲気を作るためアイスブレイキングを実施しました。アイスブレイキングでは自己紹介や簡単なゲーム等をして緊張をときほぐしました。雰囲気が良くなった後、各社趣向を凝らしたフリートークで大いに盛り上がりました。参加した学生からは「とても楽しかった。このような機会があれば次回も是非参加したい。」「色々な話が聞けて、働いてみたいと思いました。」などの嬉しい意見を沢山頂きました。



鳴門美装株式会社（青年中央会）



有限会社立建鉄工（青年中央会）



あおき製作株式会社（青年中央会）



参加企業経営者と学生の交流の様子

★今後のスケジュール★

- 徳島県商工3団体青年部 被災地視察(平成29年10月21日、22日 広島県)
- 平成29年度組合青年部全国講習会(平成29年11月10日 岐阜県岐阜市)
- 香川県青年中央会創立40周年記念式典(平成29年11月17日 香川県高松市)
- 四国ブロック会長会議(平成30年2月20日 香川県高松市)



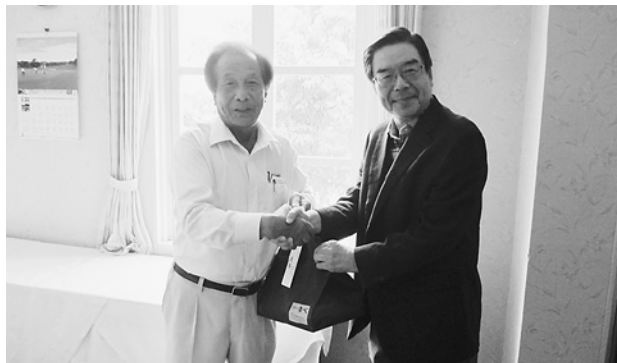
中央会トピックス

徳島県中小企業団体中央会 中央会親睦ゴルフコンペ開催

平成 29 年 7 月 15 日（土）阿南市のコート・バール徳島ゴルフクラブにおいて徳島県中小企業団体中央会主催の親睦ゴルフコンペを開催しました。当日は天候に恵まれ、32 名のご参加を頂き、皆様方和我あいあいと楽しくプレーして頂きました。プレー後は表彰式が開かれ、和やかな雰囲気の中で交流が深められました。



親睦ゴルフコンペにご参加頂いた皆様



左：優勝者の徳島県室内装飾事業（協）井上 晃氏
右：プレゼンターの当会副会長 山田 喜三郎氏

徳島県への移住および創業促進支援に係る業務提携を締結



調印式の様子

平成 29 年 7 月 31 日（月）徳島県庁において、徳島県中小企業団体中央会、徳島県、徳島県信用保証協会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島商工会議所（徳島県事業引継ぎ支援センター）及び㈱日本政策金融公庫徳島支店が、標記の覚書を締結しました。本覚書は、徳島県の経済活性化を図るため、徳島県と経済 6 団体が「とくしま移住×創業ネットワーク」を構築し、情報提供その他の業務連携を円滑に行うことにより、徳島県への移住および創業の促進に資することを目的としています。今後、中小企業者・小規模事業者及び移住を希望する創業予定者に対して情報提供、相談対応、紹介等の支援を、連携・協力して実施して参ります。

中小企業会計啓発・普及セミナー開催

平成29年 9 月 6 日（水）と10月18日（水）、サンシャイン徳島アネックスにおいて、中小企業会計啓発・普及セミナー（基本編）・（応用編）を開催しました。中小企業の皆様に財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めていただくことを目的に、税理士法人アクシス税理士の小島晴美氏を講師に迎え、「中小会計要領」に則った決算書を作成することの意義、決算書の見方、平成29年度税制改正についても詳しく説明され、参加者からは、「大変わかりやすい説明で勉強になった。」との感想をいただきました。



セミナーの様子

日本全国 名城めぐり



「松江城」

所在地：島根県松江市殿町1-5

築城種類：平山城

築城年代：慶長12年（1607）

築城者：堀尾吉晴

天守の現況・形態：望楼型 五重六階 木造（現存）



松江城は、慶長12年（1607）堀尾吉晴が徳川幕府の許可を得て、宍道湖を見下ろす標高28mの亀田山に築城した山陰地方で唯一現存する天守です。

天守の地階は、籠城用生活物資の貯蔵倉庫とされ、深さ約24mの井戸があり、常時飲料水が得られました。城内に井戸があるのは、現存天守で松江城のみとなっています。

天守に設けられている階段は、防火防腐のために、また実戦を考慮した仕組みとして、いざという時にすぐに撤去して敵の侵入を防ぐために、軽い木材である「桐」で作られており、他の城では見られない特殊なものとなっています。

天守を支える柱は、包板と呼ばれる板が張られた柱が多く見られます。これは資材が不足していた当時、木材を再利用したため、不良がある柱を包板によって隠し、補強や体裁を整えるためのものとされています。

昭和10年、松江城は国宝に指定されていましたが、昭和25年の文化財保護法の制定によって国宝指定の基準が変わり、歴史的事実が判然としないため、重要文化財に改称されました。

国宝指定に向けて史料を探していましたが、平成24年に松江神社で、松江城天守の築城時期を記載した木札が発見されました。祈祷札は、地階の柱に打ち付けられていたことが、調査の結果、明らかとなり、平成27年7月に現存十二天守として、姫路城、彦根城、犬山城、松本城に続いて5番目の国宝に指定されました。

松江城を囲む堀川には、小船で巡る「堀川めぐり遊覧船」が運行されており、水上から眺めると、風情ある町並みが楽しめます。（崇）



「何者」

2016年公開 上映時間：1時間37分

監督：三浦大輔 原作：朝井リョウ（『何者』で直木賞受賞）

出演者：佐藤健、有村架純、二階堂ふみ、菅田将暉、岡田将生、山田孝之 他

就職活動をきっかけに集まった5人の大学生それぞれの気持ちや行動を、ツイッターなどを使って、恐いくらいにリアルに描き出した映画。

まだ「何者」でもない若者達が、人生の大きな選択（一つの仕事を選択）する直前に、お互いに励まし合いながらも、羨んだり、批判したり、虚勢を張ったり、自己嫌悪に陥ったりする姿は、多くの人、もちろん私自身も経験してきたことです。私が若い頃にはツイッターなどありませんでしたが、心のツイッターにいろんな恥ずかしきことを書き込んでおりました……。

日々の忙しい生活の中で、忘れかけていた何者でもなかった頃の自分を思い出し、最後に「NANIMONO」の曲が流れ始めた時には悔恨と懐古の気持ちが入り交じった訳の分からない感情が湧き起こり、涙が止まりませんでした。そして、今でも自分はまだ何者にもなれていないのかもしれないと考えさせられました。どの年代の方の心にも響く映画だと思います。レンタル開始しておりますので、是非ご覧下さい。（典）



何かとストレスの多いこのご時世。職場や家庭で居づらさ生きづらさを感じている方も多いかもしれません。

このコーナーでは、そんなあなたのために、筆者がコミュニケーション心理学の一つである NLP（神経言語プログラミング）で学んだことを通して、日常生活を少しでも楽に過ごすためのコツをわかりやすくお伝えしていきたいと思っています。

今回のテーマは

「失敗はない、学びや結果があるだけ」

前回のこのコーナーでは、私たちは自分の内面にある「地図」を参照しながら、外の世界の出来事に意味を与えて生きているということをお伝えしました。

○ 地図はどのようにしてつくられる？

内面にある地図は、外の世界の出来事や物に対して、「これは、つまり、こういうことだ」と意味や解釈を与えるものなので、これまでの人生経験に基づいてつくられていると想像できると思います。

今回は「コーヒー」を例に考えてみましたが、もう一度おさらいしてみましょう。



みなさん、コーヒーのイラストを見て何を連想しますか？

「美味しい」や「苦くてまずい」や「リラックスした気分」など人それぞれにいろいろな連想があると思います。これには、あなた自身がコー

ヒーを通して得た体験が大いに影響していますよね。

そしてもうひとつ、地図を形作るものとして、周りの人や環境から受ける影響があります。

例えば、子どもの頃を思い出してみてください。

子どもは皆、大人の庇護のもとでなければ生きていけません。

私は子どもの頃、とにかく父親が怖かったので、家の中で平穏に過ごすために、親の言うことを素直に聞くしかありませんでした。その結果、親の影響を多分に受け、親の価値観や人生観をそのまま受け取っていました。

また、私は父親の仕事の関係で、全国規模での転校を繰り返しました。新しい学校に早く馴染んで自分の居場所を確保するために、周りの様子を敏感に察知し周りに合わせていく必要がありました。

このような経験から私は、「素直に大人の言うことを聞かなければ、自分は認められない」とか「周りの人たちに合わせていかなければ自分の居場所がない」という自己肯定感の乏しい地図を手にしてしまった訳です。

大人になって、それもずいぶん時間が経ってから、その価値観や人生観が自分に合っていないことに気づいたのですが、なにぶん長い時間持ちすぎていたために、それらを手放すことに



ずいぶん苦労しました。

このようにして人は周りの人たちから影響を受けたり、そこに自ら経験を重ねながら地図を形作っていくのです。

みなさんの中にも、生まれ育った家の常識が、他所の家庭や世間一般の常識と全く違っていたということに大人になってから気がついたといった経験や、会社に入って、最初はすごく違和感があって、受け入れ難いと感じていたものに対して、いつの間にかそれに慣れて、当たり前のものであるとして受け入れている・・・そんな経験はありませんか。

どちらも知らず知らずのうちに、周りからあなたの地図に影響が及んでいる例だと言えるでしょう。こうして周りからの影響と様々な経験から、あなたのオリジナルの地図がつくられていくのです。

○ 地図を使って予測する

また、私たちは地図を使って意味付けをしているだけでなく、「このように行動すれば、このような結果や相手の反応が得られるだろう」といったように、地図を参照しながら予測を立てて行動しているという側面もあります。

進学や就職、結婚など環境が変わったり、人事異動で上司や部下が代わったりすると、これまでの常識や手法が通用しなくなることがありますよね。これはあなたの地図の予測パターンが、新しい環境にそぐわなくなり、予測ができなくなっているということです。

それでも、失敗することで試行錯誤しながら、その環境に適応していった・・・という経験が誰しもあると思います。

失敗すると落ち込んだり、傷ついたりするこ

とも多いので、誰だって失敗はできるだけしたくありません。ですが、「失敗は成功のもと」と言うように、失敗があったからこそ、うまくいくようになったのです。

○ 失敗は地図を修正するためのフィードバック

失敗とは、あなたの地図の予測パターンが現在の環境に合わず、あなたの望みや予測と現実世界の結果が異なり、そこからマイナスの感情を得たということなのです。

これを言い換えると、失敗とは、あなたの地図を修正するためのフィードバックを受け取ったと解釈できるのではないのでしょうか。

現代社会はとかく失敗が許されず、失敗に対しての寛容さが無いと感じることが多い気がします。ですが、人間が行動すれば失敗が起こるのは当たり前のことです。失敗のたびに自己のイメージと重ね合わせて「自分はダメだ」とか「否定される」などと考えていては、きりがありません。

失敗はあなたが新しいことに挑戦している証拠であり、それは失敗ではなく、結果や学びがあるだけと捉えてみませんか。最後にご存知の方も多いと思いますが、失敗に関するアインシュタインの有名な言葉をご紹介します。この言葉にも大いに励まされます。

失敗を犯したことの無い人というのは
何も新しいことをしてない人のことだ

—by アルベルト・アインシュタイン—

(M)



お知らせコーナー

～徳島県最低賃金のご案内～

徳島県最低賃金 時間額 740 円 発効日は平成 29 年 10 月 5 日から

特定の業種には徳島県最低賃金より高い最低賃金が定められています。

※お問合せ先は、徳島労働局労働基準部賃金室 TEL 088-652-9165 まで。

～平成29年度税制改正 中小企業経営強化税制について～

平成29年3月までの「中小企業投資促進税制（上乗せ措置）」を改組し、「中小企業経営強化税制」が創設されました。「中小企業経営強化税制」は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を即時償却または税額控除で後押しするものです。

▶中小企業経営強化税制（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

- 制度概要・・中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除^{*1}を選択適用することができます。 *1 取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）

	生産性向上設備（A 類型・工業会証明）	収益力強化設備（B 型類・経産局確認）
要 件	生産性が旧モデル比年平均 1 % 以上向上する設備	投資利益率が年平均 5 % 以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置（取得価額 160 万円以上／10 年以内） ◆測定工具および検査工具（30 万円以上／5 年以内） ◆器具・備品（30 万円以上／6 年以内） …医療機器、データセンター業者の電子計算機を除く ◆建物附属設備（60 万円以上／14 年以内） …医療保健業を除く ◆ソフトウェア（70 万円以上／5 年以内） …情報を収集・分析・指示する機能を有するもの	◆機械装置（取得価額 160 万円以上） ◆工具、器具備品（30 万円以上） …医療機器、データセンター業者の電子計算機を除く ◆建物附属設備（60 万円以上） …医療保健業を除く ◆ソフトウェア（70 万円以上）

◎従来の上乗せ措置との違い

	中小企業経営強化税制	従来の上乗せ措置
要 件	・中小企業経営強化法の適用が必要 ・最新設備でなくてもよい	最新設備
対象資産	生産性向上設備（A 類型） ・機械装置はすべて ・工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアは一定のもの 収益力強化設備（B 型類） ・機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアのすべての資産が対象	・機械装置 ・サーバー用電子計算機、試験又は測定機器 ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフト

従来の上乗せ措置との大きな違いは、中小企業等経営強化法の認定です。この認定を受けることで固定資産税の軽減も受けられるので、対象資産を取得した場合は申請をしましょう。

▶固定資産税の特例（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

- 制度概要・・中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

	固定資産税の特例（工業会証明）
要 件	生産性が旧モデル比年平均 1 % 以上向上する設備
対象設備	◆機械装置（取得価額160万円以上／10年以内） ◆測定工具および検査工具（30万円以上／5年以内） ◆器具・備品（30万円以上／6年以内） ◆建物附属設備（償却資産として課税されるもの：60万円以上／14年以内）

注意：上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて、経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。

※詳しい内容につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

編集 後記

◆第144号発刊にあたり、関係機関の方々からご協力いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

◆特集では、「2017年版中小企業白書のポイント」、「新外国人技能実習制度の概要」について紹介させていただきました。特集1の詳細については、中小企業庁ホームページを、特集2の詳細については、厚生労働省及び外国人技能実習機構ホームページをご覧ください。

◆今回「ものづくりの達人」コーナーでは、株式会社齋藤鉄工所様を訪問させて頂きました。「速やか・感性・サプライ」の3つの柱からなる「齋藤鉄工所の価値観」は創業以来60余年にわたり、基本的な価値観として受け継がれています。これらは一つとして欠くことができないものであり、同社が使命を果たすための大切なものであると、力強く語って頂きました。その言葉通りに、お客様に喜んで頂くこと、社員が怪我なく楽しく仕事をするを日々実践しながら、邁進される姿に感銘を受けました。この度は貴重なお時間を頂きありがとうございました。

◆徳島ヴォルティスの応援にはまっています。生観戦する度に、J1昇格に向けて全身全霊で闘う姿に感動しています。ヴォルティスの選手がそれぞれの特性や才能を生かし、自分の役割を最大限に発揮しているように、私自身も今の環境の中で自分の個性や持ち味を生かして、少しでも様々な形で貢献できるように日々精進したいと思います。J1昇格を願って、プレーオフ最後まで全力で応援します。

vol. 02
平成29年度 第2号
(年間4回発行 通巻第144号)

組合活性化情報 中央会とくしま



剣山から望むジロウギユウ 水彩画/布川 嘉樹